

<研究ノート>

運動部活動の指導と暴力の 行使について

清 野 惇

1. はじめに

平成24年12月大阪市立桜宮高校バスケット部の生徒が顧問の教員による体罰を苦に自殺した事件をめぐって学校の部活動の指導の在り方が論議されている最中に、今度は全日本柔道連盟の選手監督が強化指名の女子選手に対し、指導の名の下に暴力をふるった事件が選手側の訴えで表沙汰になり、スポーツの指導と暴力の問題がマスコミで大きく採り上げられるに至ったが、マスコミの論調は、概ね監督等指導者の個人的資質の問題としてこれを捉えているように思われる。

確かにその面がないとはいえないが、こと学校の運動部活動に関する限り、そこには制度的な問題が存在しており、この暴力的指導の問題を指導者の資質の問題として捉えることは、これらの暴力事件の真の原因を見誤る虞れがある。

今日の学校の運動部の活動には多くの問題のあることが指摘されているが、この機会に法律家の視点から運動部活動の指導とこれに伴う暴力の問題を考察してみたい。

2. 部活動の学校教育上の位置づけ

小学校、中学校及び高等学校の教育課程は、学校教育法（昭和22.3.31法265）の定めるところにより各諸学校の教育目的にしたがって編成されるが（同法施行規則第24条、第53条及び第57条）、この教育課程の編成につい

ては、文部科学大臣の定める「学習指導要領」によってその基準が公示されている（同規則第25条、第54条の2及び第57条の2）。

これらの教育課程は、小学校、中学校では「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間」によって編成されるが、高等学校では「各教科、特別活動並びに総合的な学習の時間」によって編成されることになっていて「道徳」は除かれている。

いずれの教育課程においても「保健体育」は教科の一つとされているが、課外のいわゆる「部活動」は、「学習指導要領」において僅かに触れられているだけで、法や規則には、それに関する規定は置かれていない。したがって文部科学省（以下、文科省という。）による学校の部活動の取り扱いの歴史を知るためには、学習指導要領におけるその取り扱いの変遷を辿る必要がある。以下において略説する。

3. 運動部活動の取り扱いの変遷

学校教育法が制定されたのは昭和22年3月であるが、当時の運動部活動は、教科として設けられた「自由研究」の一部としてのスポーツ・クラブ活動として取り扱われていたが、やがて自由研究は廃止され、それに替って「特別教育活動」が設けられ、スポーツ・クラブの活動は、その活動とされた。昭和44年の学習指導要領では、この特別教育活動は「学校行事」と統合されて「特別活動」となり、クラブ活動はこの特別活動として必修化され、従来のスポーツ・クラブの活動（いわゆる運動部活動）は、学校の教育課程から除外されるに至った。

その後、平成元年の学習指導要領では、この必修のクラブ活動を部活動で代替できることになり、多くの学校がこの代替を行ったため、運動部活動は改めて教育課程に復帰する機会を得るに至った。平成10年の学習指導要領は、その代替の一般化に基づき、必修クラブ活動を廃止し、「部活動」は「学校において計画する教育活動」として位置付けられることになり今日に及んでいる¹⁾。

このように部活動は、教科の一つとして扱われたり、教科以外の教育活動とされたり、また一時教育活動から外されたこともあったが、現在は教育課程に含まれない教育活動として定着している。

4. 運動部活動としての対外試合参加

学校教育における部活動の扱いの変遷とは別に、運動部活動に関連する対外試合への参加の取り扱いも次のように変遷している。文部省は戦後間もなく学校運営上の見地から、児童・生徒（以下、生徒らという。）の対外試合参加を厳しく規制していたが、その後スポーツ界の要望もあって、漸次その規制を緩和してきた。

昭和54年4月5日文科省事務次官通達「児童生徒の運動競技について」は、従来の基準を見直し、小学校、中学校及び高等学校夫々について、生徒らの参加できる対外試合の行われる地域の範囲や参加できる試合の回数等の基準を設けた上で全国大会への参加を中学生と高校生に限ってこれを認めた。その後の平成10年1月20日付文科省体育局長通知「中学校及び高等学校における運動部活動について」では、中学生、高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議において取りまとめた平成9年の調査報告を参考にして、次の点について関係機関の配慮を求めている。その一つは運動部活動への参加強制は好ましくないこと、いま一つは生徒らの個性を尊重した柔軟な部活動の運営を図ることであった。

更に平成13年3月30日付文科省事務次官通達「児童生徒の運動競技について」は、昭和54年4月の事務次官通達の廃止を通告する一方、関係機関に対し廃止後における生徒らの運動競技会への参加に関し、その基準の申し合わせを求めた。

なお、前掲の調査報告書と前後して作成された平成9年9月22日付保健体育審議会の答申は、学校の運動部活動を学校教育活動の一環として位置付けた上で、運動部活動はスポーツに興味と関心をもつ同好の生徒らによって自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦するなかでス

スポーツの楽しさや喜びを味わい豊かな学校生活を経験する活動であるとしてその意義を認め、その基本的課題として部活動は参加を強制されるものではないこと、地域スポーツとの連携が必要であること、例えば外部指導者と部活担当教員との役割分担を明確にする必要があること等を指摘し、更に運動部活動の改善すべき点として、過度な勝利至上主義を挙げながらも、学校体育大会の開催こそが日ごろの運動部活動における技能や勝敗を過度に重視する姿勢をもたらしているとの批判に対しては、運動部活動の成果の発表の場である学校体育大会にも大きな貢献があるとして上記批判をかわし、これを肯定的に評価している。

5. 学校体育と社会体育

このように運動部活動は、自発的自主的な同好会的活動であり、全員を画一的に扱う教育システムとしての学校教育からすれば、例外的な教育活動といえる。今日、運動部活動は、教育課程外の「学校において計画する教育活動」とされているが、国民に対する社会教育活動を定めた社会教育法（昭和24.6.10法207）の第2条は、社会教育を「学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びリクリエーションの活動を含む。）」と定義しているので、学校の運動部活動も同法の適用を受ける教育活動に該当する。したがって学校体育と社会体育との役割分担や相互の連携が問題となるが、法制上からすれば課外の運動部活動は学校教育の場で行われるべき活動ではなく、地域社会を場とする社会教育活動の一環として行われるべきものといえる。

日本体育・学校健康センター法（昭和36.6.16法141）は、市町村の教育委員会に対して社会教育の指導者としての「体育指導委員」の選任を義務付け、同委員にスポーツの実技の指導等を行わせることが定められていた（同法第14条²⁾。ところが法制面では社会体育として行われるべき運動部活動が依然として学校の教育活動として行われているのが現状である。この

ような制度的乖離は社会教育制度が施設及び人材の両面において、その整備が十分になされていないためといわれている。しかしながら学校教育を純化するためにも、社会体育の充実強化は急務というべきである。社会教育法制定施行以来半世紀も経っているのに、その整備が進まないのは国の責任である。

6. 運動部活動の二面性

ところでスポーツ競技界は、この運動部活動をどのように見ているのであろうか。運動競技団体は、運動部活動を有望な選手候補の発掘・育成の場と考えていないであろうか。また、部活動で練習に励む生徒自身もプロ若しくはアマの選手に登用されるための予備門として部活動を見ていないであろうか。この点は運動部活動の実際の功罪を考える上でも重要である。

更に運動部活動に関連して見過ごせないのは、部活動の指導に絡む教員による暴力沙汰である。部活における暴力的指導が学校内の暴力的雰囲気醸成若しくは助長しているのではないかという懸念を払拭することができないのである。

桜宮高校事件を契機に運動部活動の功罪を究明し、部活動の在り方を部活動の廃止をも含めて真剣に論議すべきであろう。

運動部活動は、顧問や監督の教員に過重な負担を強い、本務の授業にも差し支えるとか、教員側に部活動を指導できるだけの能力がないとか、多くの問題を抱えているが、その一因は、運動部活動が教育活動としての面と運動競技クラブ活動としての面との両面を有するためである。部活動が学校教育活動の一環であれば、当然教育面が優先すべきであるが、現実には必ずしもそうっておらず、競技活動面でのスケジュールが教育面を左右することも少なくないようである。対外試合参加が教育優先を制約しているといつてよい。

文科省が通知・通達をもってしばしば運動部活動への参加強制や過度の勝利至上主義を戒めているが、これは運動部活動の競技優先を懸念しての

ことと思われるが、勝利至上主義に過度も軽度もなく、過度でなければ許されるとするのは、結局のところ運動部活動の欠点に目をつぶり、その活動を教育活動の一環としての地位にとどめるための言い訳のように受け取れる。運動部活動の教育活動面と競技活動面の比重を適切に調整してその存続を図るか、それとも運動部活動の教育面を重視して部活動を同好会活動に留め置き、対外試合への参加を否定するか、更にはまた課外活動としての運動部活動自体を廃止するかであるが、対外試合への参加を認めれば、教育面と競技面を適切に調整することは困難であり、勢い競技面が重視されることにならざるをえないであろう。両者は二律背反的關係にあるといつてよい。このように運動部活動に対外試合参加を認めるかどうかは、運動部活動の性格を規定することになる。われわれは、甲子園で行われる全国高校野球選手権大会などの全国または地方の体育大会の存在意義を運動部活動との関係で改めて考えてみる必要がある。いずれにしても今日のように競技大会への参加を容認しその意義を評価する一方、他方において運動部活動の教育面の成果を強調することは矛盾とはいわないまでも適当ではない。

スポーツは、本来他者との競技を想定して行われるもので、目的を有しない単なる身体的運動ではない。優勝や記録の優位を目指さないスポーツ活動はありえず、対外試合は今日の運動部活動にとっては不可欠な行事といつてよい。運動部活動に対外試合の参加を認めれば、その指導が強権的になり、時には暴力的指導に陥ることは避け難いのが現実である。

今日の運動部活動を学校教育の場で行わなければならない必然性はない。

7. 学校教育法第11条と体罰の禁止

新聞やテレビ報道では、運動部活動やスポーツ指導に絡む暴力行為を「体罰」と表現しているが、この体罰という用語は、学校教育法第11条のただし書きで使用されているだけで、他の法令には見当たらない用語である。同条（以下、法第11条という。）は、生徒らの懲戒に関する規定であり、体

罰は懲戒の方法として許されないとするものである。この法第11条及び同法施行規則第13条（以下、規則第13条という。）には多くの問題が存在する。以下主として、学齢児童や生徒を念頭に置いて論述する。

まず問題なのは、法第11条及び規則第13条が使用している「懲戒」という用語が通常の意味での懲戒なのか、それともそれとは異なる意味で使用されているのかである。通常、懲戒とは、団体や組織が、その内部規律を維持するために、その違反者に加える内部制裁を意味するが、法第11条の懲戒も同一意味のものであり、解してよいかである。その異同を論証するには法第11条の懲戒がいかなる事由がある場合に科せられるかを明らかにする必要がある。

規則第13条は、懲戒の種類として退学、停学及び訓告を掲げた上で、同条第3項は退学に処しうる場合として四つの事由を定めているので、これらの4事由が内部規律違反を理由としているかどうかを考察する必要がある。

規則第13条第3項が規定しているのは「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」（第1号）、「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」（第2号）、「正当な理由がなく出席常でない者」（第3号）及び「学校の秩序を乱し、その他学生生徒としての本分に反した者」（第4号）の4事由である。

公立の小学校及び中学校の生徒らについては、同項は退学及び停学の懲戒はできないと定めているので、上記事由のあるときは、それ以外の懲戒の方法を選択することになるが、体罰が法第11条ただし書きで禁止されているため、許される懲戒としては非形式的な事実行為である訓戒が考えられるだけである。しかし、訓戒により懲戒としての目的が果たされるかどうかは疑問である。

8. 退学処分事由の個別的検討

第1号事由は、性行不良で学校教育によって教化改善が望めない生徒ら

を、他の生徒らの学習環境を確保し、かつ他の生徒らに対する悪風感染を防止するため、学校教育不適格者として学外に排除することを認めるものである。もっとも第1号事由に該当する者は、第4号事由に該当する場合もあるであろうが、必ずしもそうとは限らないので、校則違反者として捉える訳にはいかないのである。

このような学校教育不適格者は、要保護児童（不良少年）として児童保護法の、或いは非行少年としての少年法のそれぞれ対象者でもあるので、これら両法の定める処遇に委ねることも考えられる。

懲戒に似て非なるものに教育委員会による出席停止処分がある。学校教育法第26条は、公立の小学校及び中学校に在学する生徒らについて、前記第1号及び第4号事由と同一の事由がある場合には、教育委員会が当該生徒らの出席を停止させることができることを定めているが、この処分は他の生徒らの学習を妨げる場合に教育委員会がとりうる措置であり、当該生徒らに対する懲戒としてではないので、事実上の効果はともかく懲戒の方法として代用することは認められない。

次は第2号事由であるが、「学力劣等」が在学中の不勉強によるものか、それとも入学時において学習能力が不足していたためかという問題はあるが、いずれにしても学校の授業についていくだけの能力若しくは意欲に欠けている生徒らには、それなりの学習支援措置がとられるとしても、それでもなお効果がなく成業の見込みが望めない場合の措置として退学処分を認めるのが、この第2号とってよい。

次の第3号事由も、これといった理由がないのに授業に出席しないのが常態である生徒らに対しては、組織的な学校教育を行うことはできないので退学させることを認めるもので、第2号と同様、学校教育不適格者の排除を定めたものといえる。

もし、この第2号及び第3号が学校教育不適格事由ではなく、制裁事由として定められたものとするならば、当然その制裁の前提として生徒らに授業への出席及び学習の義務を認めない限り、制裁としては成り立たない

とあってよい³⁾。いずれにしても第1号から第3号までの事由は規律違反に対する制裁とは無縁であり、学校教育不適格事由を性行と学力の両面から規定したものと考えられるのである。この学校教育不適格事由は、学校教育を受ける生徒らの資格に関する分限事由の定めということもできる。

したがって第4号事由のみが、本来の意味にふさわしい懲戒事由ということになり、この第4号事由こそが、法第11条の一般的懲戒事由として機能することになる。

このように法第11条の「懲戒」は、制裁、懲罰だけでなく分限をも含む用語として使用されていると解することができる。

9. 学内規律としての学則又は校則

第4号事由は、学校の定める規律違反を前提とするが、その規律は通常、学則や校則として定められる。規則第3条は、公立の小、中学校以外の学校の設置申請には「学則」の添付を要求しており、その学則の必要的記載事項として「賞罰に関する事項」を掲げているので、懲戒に関する事項はこの学則の中に規定されることになる。懲戒に関する事項としては、懲戒の事由、懲戒の種類及び懲戒の手續等が考えられる。

設置申請に学則の添付を要しない公立の小、中学校については当該市町村の教育委員会が制定する「学校管理運営に関する規則又は同規則に基づき校長が定める「校則」若しくは「生徒心得」等により、生徒らが遵守すべき規律が示されることになる⁴⁾。

規則第13条は、懲戒の種類として、退学、停学及び訓告を掲げているが、その種類はこの3種類に限定されている訳ではなく、体罰以外であれば他の種類の懲戒も許される。また規則第13条は懲戒事由のうち特に退学処分事由を同条第3項に規定しているだけであり、その他の種類の懲戒についての懲戒事由は掲げていないので、停学以下の懲戒事由をいかに解すべきかの問題がある。退学処分事由のうち第1号から第3号までの事由は分限処分的事由と解されるので、退学処分以外の懲戒の事由とすることは難し

く4号事由のみが退学以外の懲戒の事由となりうることになる。その意味で第4号事由が懲戒の一般的事由といってよい。

次に懲戒の手続であるが、この点については法令に規定するところはないが、懲戒はいずれにせよ被懲戒者にとっては、不利益処分であるから、理由の告知と弁解の機会の付与を教育委員会規則や学則等において保障すべきであろう。特に法的効果を伴う退学、停学については告知と聴聞の保障は最小限度必要である。この点からすれば、教員によって教育現場で行われる即決処分的な事実行為としての懲戒を容認することは問題である。

10. 校長による懲戒と教員による懲戒

法第11条は、校長と教員の双方に生徒らに対する懲戒権を認めているので、両者の懲戒権の関係が問題となる。規則第13条は、退学、停学及び訓告は校長がなすべき懲戒処分としているので、教員による懲戒は、それ以外の種類の懲戒処分に限られることになる。退学も停学も共に学校教育活動の停止という法的効果を伴い、また訓告は、被懲戒者の学校教育を受ける地位資格には何らの影響も与えない点において、退・停学と異なるが、外部に告示される点で単なる非形式的な訓戒・叱責とは異なる行為として、校長のみがなす懲戒処分とされているのである。その結果として、教員のなす懲戒処分は、それ以外の事実行為としての懲戒に限られることになるが、体罰という事実行為としての懲罰が法第11条ただし書きで禁止されているため、なす事実行為としての懲戒は極めて限定されたものとなる。教員による懲戒は教育現場で即決的に行われることが多いことを考えれば、その懲戒行為は訓戒、叱責以外には考えられないといってよい^{4.5)}。

この教員による懲戒は、学校教育法第8条の定める教員資格を有する教員に認められる権限であるから、部活の顧問や監督を委嘱された外部者は、教員資格を有しなければ、運動部活動の指導にあたり生徒らを懲戒できないことはいうまでもない。

ところでこの教員による懲戒が、本来の意味における懲戒だとすれば、教員が学校現場で即時的に懲戒の要件の有無、すなわち当該生徒らについて懲戒の事由の有無、懲戒の必要性の存否、選択すべき懲戒の方法などを判断する必要があるが、これは容易なことではない。特に教員経験の少ない若手の教員にとっては、極めて困難な判断であろう。それだけに教員による懲戒については、教育委員会等における明確な指針が必要である。

この点からしても、今日、教員によってなされる有形力の行使が、指導に絡む懲戒としての行為かどうかは疑わしいといわなければならない。おそらく教員による懲戒の実態は「制裁」ではなく「指導」若しくは「補導」ではなかろうか。

11. 指導及び補導と懲戒

指導とは教え導くことであり、補導は戒め導くことである。懲戒としての制裁も広い意味での補導に含まれる行為ということもできるが、補導は教育的訓育的な作用を持つ行為を意味するので、その補導が規律違反を前提として行われるならば、懲戒とは無縁ではないから、法第11条の「懲戒」に含めることも可能である。この場合は法第11条ただし書きの「体罰禁止」は補導にも及ぶことになるが、通常の意味での指導を同条の懲戒に含めて考えることは無理である。もし補導も指導も懲戒に含まれないとすれば、これらの行為は体罰禁止規定の適用を受けないことになり、これらの行為に伴う有形力の行使の是非は、法第11条ただし書きとは関係なく別途判断すべきことになる。

行状に対する注意、叱責等は補導であり、叱咤激励等は指導に属すると一応いえるが、両者の区別は微妙であり、規律を前提とするか否かによって区別すべきであろう。

指導とは、生徒らの学習に有効適切な刺激を与えて学習を望ましい方向に発展させることをいうのであり、その刺激はあくまでも口頭によってなされるべきで有形力を行使してなされるべきことではない。暴力によって

教員が自らが欲する方向に生徒らを強引に誘導することは、教育上の指導として許されないことは、体罰禁止規定をまつまでもなく明らかである。

12. 法第11条の体罰の概念

法第11条は、懲戒行為としての「体罰」を禁止しているが、禁止される体罰とはいかなる行為を指すのかである。それは懲罰として生徒らの身体に有形力を行行使することであるが、具体的にいかなる行為がこれに該当するかについては、文部科学省の体罰に関するガイド・ライン（全国教育委員会宛平成25.3.13付通知）⁶⁾ や、同省の有識者会議の答申（平成25.5.27付）⁷⁾ が、夫々具体的行為をもって示しているが、それは体罰の全部を網羅するものではないので、概念としての体罰を明確にする必要がある。それには「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12.5.24法第82号）の規定する「虐待」の定義が参考になるであろう。

同法はその第2条で、「児童虐待」を定義して、保護者がその監護する児童（18歳未満の子）について行う次の行為をいうとし、「児童の身体に外傷を生じ、又は生じるおそれのある行為を加えること」（第1号）及び「児童に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」（第4号）を掲げ、第3条において「何人も児童に対し虐待してはならない」と規定している。

児童や生徒の指導に当たる教員や部活動の指導を委嘱された監督等は、「現に児童を監護する者」として、第2条の「保護者」に該当すると解することもできるので、生徒らに対し、「虐待」行為を行うことは許されない。「保護者」に該当しないとしても、第3条の適用を受け生徒らに対する虐待行為は許されないことになる。したがってたとえ指導や補導に伴う暴力行為が体罰禁止の対象外としてもそれが許されないことはいうまでもないところである。

この「虐待」に該当するとされる第1号及び第4号所掲の行為は、法第11条の体罰に該当するといつてよい。即ち、懲罰として生徒らに対し身体

的又は精神的に危害を加えることが「体罰」である。この点について前掲の文科省のガイド・ラインは、体罰の実例として身体的加害行為のみを掲げているが精神的加害行為を除外する趣旨かどうかは不明である。これに対し、前掲の有識者会議の策定した指針では、「許されない指導」として身体的加害行為だけでなく、精神面に対する加害行為をも掲げていることに注目する必要がある。

13. 文科省の体罰に関するガイドラインの問題点

文科省の体罰に関するガイド・ラインは、体罰に該当する行為、懲戒として許される行為及び正当な行為に分けて具体的行為を掲げており、「懲戒として許される行為」として、①居残り・宿題・掃除をさせる、②立ち歩きの子を叱って席につかせる、③部活の練習に遅れた子を試合に出さない、等の三つの行為を掲げているが、これらの行為が懲戒として妥当かどうかは問題である。

例えば、①に列挙されている居残り外の行為がいかなる事由による懲戒なのか不明なため、これらの行為が懲罰として相当かどうかの判断ができないからである。もし「居残り」が懲戒だとすれば、当然居残らせる時間を定める必要があるし、居残りや宿題を課する理由が、宿題を怠ったことに対する懲罰であるならば、生徒らの出席・学習の義務を肯定しなければならず、学習が権利なのか、それとも義務なのかの問題に直面することになる。

②の立ち歩きを叱って席につかせる行為であるが、それが叱責して着席を命ずるだけであれば、懲戒としてではなく指導としてもなしうる行為といえる。これに対し、身体に手を掛けて強制的に着席させるならば、その子の学習権の問題が生じるが、他の生徒らの学習環境を確保するための強制着席であれば、指導上の緊急避難行為として許されるであろう。またもし生徒らの授業への出席義務を肯定するならば、その程度の有形力の行使は認めてよい。

③の試合への出場停止には問題がある。生徒らの試合参加は教育活動としての運動部活動の一環であるから出場を拒絶することは教育活動（教育サービス）の一時停止であり、生徒らの教育を受ける権利の一時的剥奪とあってよく、停学と同一の性格を有する行為であり、部活動担当の教員による懲戒行為としてなしうることかどうか疑問である。前掲有識者会議の指針では、この出場停止は「許される指導」として分類されており、懲戒としては取り扱われていない。このことは、法第11条の懲戒と指導との関連を示すものといえる。

文科省のガイド・ラインは「正当な行為」として、「他の子や教師に暴力をふるう子の体を押さえつける」、「全体集会を妨げる子の腕を手で引っ張って移動させる」の二つの行為を掲げているが、有識者会議の指針は、これらの行為を「許される指導」として挙げている。これらの場合の有形力の行使は、刑法第36条（正当防衛）及び第37条（緊急避難）により違法性を阻却される行為に該当するが、これらの違法阻却事由に該当しない行為であっても、社会通念上許容される有形力の行使もある。例えば激励や慰めのため、肩を叩く等の行為である。

新聞やテレビは、法第11条と無関係な暴力的指導を指導上の「体罰」として報道しているが、それは誤った表現である。本来は「暴力行為」と表現すべき行為である。体罰という表現はあたかも暴力を受ける児童や生徒側にも罰を受けるべき規律違反のあることを疑わせるものであり、適切でないばかりか、当該暴力問題の本質を見誤らせるものである。今日の暴力的指導の問題を、指導者側の単なる行き過ぎとして世間に印象づけることは許されない。体罰容認論の根底には、この「指導行き過ぎ論」が存在するように思われてならない。これを明確に犯罪行為として扱えば、部活における体罰容認の風潮は減退するのではないかと思われる。

14. 運動部活指導の限界

ところで学校の運動部活動が、課外の自主的活動だとすれば、学校側の

部活動の指導は、生徒らの自主性を損なわない範囲でなされるべきであり、当然に支援的な指導にとどまり、生徒らの意思を無視するような強権的指導は許されない筈である。部員の生徒らも監督やコーチの暴力に耐えてまでその指導を望むことは通常ありえないし、また暴力による強制で技術や練習意欲が向上するとも思えない。却って強権的指導によって鬱積した不満が、後輩部員や部外の生徒に対する暴力となって吐き出されてはいないかが懸念されるのである。

運動部活動は課外活動とはいえ、学校の施設・設備を使用して教育活動として行われる以上、生徒らが施設保全及び安全確保の責任を負う学校側の管理に服するのは当然であるが、教員による実技の指導に服する義務があるかどうかは問題である。生徒らには学校教育を受ける権利はあるが義務はないとの立場からすれば、その服従義務は否定されるが、その義務を肯定する立場に立っても、部活動が課外の強制できない活動である以上、矢張り服従義務は否定される。もっとも部活動に参加することは義務ではないとしても、一旦参加した以上は教員の指導に従うべき義務を負うべきであるとする反論もありうる。しかしながら部活動は本来生徒の自主的同好会的活動であるから、参加したからといって監督らの強制的指導に服従する義務はないが、施設保全及び安全確保に関する監督の指示命令には服従する義務はあるであろう。

生徒らが運動部活動の練習に出たり出なかつたりでは部活動が成り立たないならば、部員の総意で当該生徒に対し退部勧告若しくは除名措置をとればよい。運動部活動は本来競技クラブの活動ではなく同好会的クラブの活動であるべきであり、自主的活動とはいえ、規約によって部員の自由を縛るのは好ましくない。厳格な規約は同好会的活動とは相容れないといってよい。いずれにしても運動部活動は生徒による自主的活動であり、学校側の指導監督の下に行われるべき活動ではない。生徒の自主的活動に委ねられないような部類の部活動であれば、これを部活動として承認しなければよいだけである。

部活動はあくまでも生徒らの福利厚生のために行われるべきものであり、学校や監督等の名誉や利益のためになされてはならない。明治憲法下の国家主義的体育観を是とするのであればともかく、現行憲法及び教育基本法に立脚する自由主義的体育観からすれば、生徒らの人格を否定するような運動部活動を容認する余地は全くないのである。

15. 運動部活動の問題点

運動部活動等部活動は、今日、「学校の教育計画に基く活動」と位置付けられているが、その教育計画の中で、学校は部活動に対しいかなる権限と責任を有するのか、我々学外の者は知るところがない。部活動がしたくて登校している勉強嫌いの生徒がいるほど、部活動が学校生活の中で重要部分を占めているにもかかわらず学習指導要領で僅かに触れられているに過ぎないのは理解できない。その教育活動としての枠組みを法令により明確にすることが望まれる。

学校が運動部活動の実施を指導する権限の有無については先に述べたところであるが、仮に学校に権限があつて、教員がその指導に当たるとすれば、教員にその能力が要求される。しかしながら体育系の教員は別として、一般の非体育系の教員にそれを求めるのは無理である。この点からも運動部活動における実技指導を学校の責務とし、その指導を教員の職務とすることは疑問である。生徒らの安全管理のためにも当該実技についての専門的知識と技能を有しない教員は実技指導に関与すべきではない。ところが現状では学校側に実技指導の責務があるとの立場から、この不足している指導力を補完するために、外部の技能者を監督に起用して実技の指導に当らせようとしている。外部者に実技の指導を委嘱すれば、当然指導方法も一任することになるが、その外部者が委嘱に応じて実績をあげるため、勢い強権的指導に走りがちである。しかも当の外部者は教員ではないので、指導にあたり教育的配慮を期待することはできないことになる。

自前で指導できず外部から技能者を招致してまで運動部活動を支援しな

ければならない責任が学校にあるのであろうか疑問である。

また部活動の指導のため、本務の授業の準備に差し支えているとの声もあるようであるが、授業と部活の双方の対応に追われ、その精神的・肉体的疲労が暴力的指導の引き金になっていなければ幸いである。なお国際機関である「教員の地位に関する特別政府間会議」の1966年10月5日付勧告の92頁は「教員の課外活動への参加は過重な負担にならないものとし、かつ教員の主たる職務の遂行を妨げないものとする。」としていることに留意すべきである。

これらの問題点に加え先述した運動部活動の競技団体化が懸念される。その主たる原因が、部活動の対外試合への参加にあることはいうまでもない。運動部活動を教育活動として純化するためには、この点の再検討が望まれる。

16. 全国競技大会の主催者と参加学校との関係

運動部活動に参加している生徒らの競技大会への出場について文科省は、競技大会を部活動の成果発表の場として意義あるものとしており、生徒らもまた競技大会での勝利を目指して練習に励んでいるが、問題は、学校とこれらの競技大会を主催する競技団体又は機構との法律的关系である。

毎年8月甲子園を舞台に熱戦がくりひろげられる全国高校野球選手権大会は、全国高校野球連盟が主催する競技大会である。この全国高校野球連盟に関する記事は、しばしば新聞紙上に掲載されている。例えば、同連盟が、教員資格のない元プロ野球選手の野球部監督起用を認める決議をしたとか、部員の暴力問題を理由に PL 学園野球部に対し六ヶ月の試合出場禁止処分を行ったとかの報道である。

この野球連盟は競技大会の開催以外にもこのように高校野球に関する業務を行っているようであるが、加盟校の対外試合を集約的に企画運営するのが競技大会の開催業務であり、同連盟の中心的業務といってよい。ところで競技大会参加は教育活動としての運動部活動の一環であるから、競技

大会は多数の加盟校の教育活動の共同化ということが出来る。連盟はこの共同化された部活動の成果発表に対していかなる権限を有するかは、連盟の規約で定められていると考えるが、元プロ選手の監督起用の件は、加盟校の人事に関わる問題であり、また PL 学園野球部の出場停止処分の件は、加盟校における野球部員の懲戒にかかわる問題である。

前者の決議は、加盟校の部活動指導者人事を拘束するものではないが、事実上の影響力は無視できない。これに対し後者の処分は問題である。野球部員が連盟の主催する全国大会に出場してプレーをすることは、加盟校の教育活動の一環である。したがって当の加盟校が野球部の不祥事を理由に大会出場を取りやめて関係部員を謹慎の懲戒処分に付するならともかく、連盟が出場停止を命じることは、当該野球部員全員に対し停学類似の処分を加えたことにならないかという疑問が生じる。もし加盟校が連盟に加入するにあたり、加盟校の野球部員に対する懲戒権限の一部を委譲しているとすれば規則第13条第2項に違反することになる。同項は懲戒権の委任については、大学の学長が学部長に委任する場合に限って認めており、それ以外の場合は認めていないからである。また一部員の不祥事を理由に部員全員から、部活動の成果発表の機会を奪うことの正当性も併せて検討する必要がある。

いずれにしても野球連盟に限らず、学校を加盟校とする運動競技連盟や競技団体には、その性格、役割及び権限や加盟校との関係並びに国からの補助金の有無等を開示し、市民一般がこれら連盟等が行う処分や措置の当否を判断しうるようにすることが望まれる。なんととなれば、これら連盟等の行動は、加盟校の教育活動と無縁ではなく、それに関する知識は運動部活動の功罪やその存廃を論ずる上でも必要なことだからである。

17. お わ り に

今日、部活動は、生徒らの学校生活において大きな比重を占めていることは否定できないが、体育系の部活動の現状は、連日のように新聞紙上等

清野：運動部活動の指導と暴力の行使について

で報道されている通り、学校の教育活動からかなり乖離したものになっていることは疑う余地がない。教育活動であるべき部活動をゆがめているのは対外試合参加とってよい。対外試合は必然的に勝利至上主義を生み、生徒らの福利のための活動を、学校や監督等指導者のための部活動に変質させ、また部活動自体もプロ、アマの運動選手の育成の場と化し、競技大会はこれら運動選手予備軍のスポーツ界へのデビューの場となっているともいわれている。

また見過ごすことができないのは、運動部活動における暴力的指導が学校における暴力容認の風潮を醸成し助長しているとの指摘もあることである。

教師による暴力沙汰や生徒間の暴力的イジメが暴力追放の施策の強化にも拘らず一向に減る気配を見せず却って逐年増加している現状を直視するならば、文科省は「体罰」とそうでない行為との線引きを通知するだけでなく、学校暴力の温床とも見られる運動部活動の抜本的検討を行うべき時期に来ているのではないかと思われてならない。

問題の多い体育系部活動を教育上有意義だと評価し、その欠点に目を近づき、制度の改革を図らないことは許されないことである。

以上

注

- 1) その後平成9年11月18日付で、小学校及び中学校の新学習指導要領案が示され、同14年4月1日に新学習指導要領が施行された。この新要領は平成15年12月26日付文科省事務次官通知により、一部改正され今日に至っている。
- 2) なお、平成23年6月24日法律第78号でスポーツ基本法が制定（同23年8月24日施行）され、スポーツの指導者の養成及び優秀な運動選手の育成を国の責務と定められている。
- 3) 学齢児童・生徒には授業に出席して学習する義務があるからである。公立の義務教育諸学校に在学する学齢児童生徒は、たとえ規則第13条第3項の第2号及び第3号の事由に該当しても、退学も停学もさせられないので、これらの児童生徒には、出席義務の有無は直接関係がないようであるが、懲戒は退・停学に限られないので

必ずしも無縁ともいえないし、学校教育の限界とも関係するので考察する必要はある。私立の小・中学校の児童生徒には、退学も停学も適用可能なのでその必要性は小さくない。

法令に使用されている「義務教育」という用語については、「義務教育諸学校の政治的中立の確保に関する法律」（昭29.6.3法157）及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（昭38.12.21法147）は、いずれもその第2条において義務教育諸学校を定義しているが、その定義では「学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう」としており、公立及び私立の双方の学校を含む用語として使用されているが、「義務教育」自体については特に説明するところがない。おそらくそれは学校教育法により親が子女の就学義務を負う学校による教育の意であろう（教育基本法4条1項）。

ところでいわゆる「義務教育」における義務が、何人にとって義務なのかは必ずしも明確とはいえない。

これには次の見解が考えられる。すなわち、①教育を受ける側の義務と考える立場、②教育を授ける側の義務と解する立場、③義務を出席義務と学習義務に分ち、出席義務に限って教育を受ける側の義務とする立場がそれである。学校教育法は学齢児童生徒の保護者に子女を就学させる義務を負わせているだけで（第27条）、児童生徒には就学義務は課していない。これは学齢児童生徒の年齢を考えたためと思われる、必ずしも就学義務を否定する趣旨ではないとも考えられる。ちなみに教育委員会による児童生徒の出席停止処分の名宛人は就学させる義務を負う保護者である。

ところで保護者の就学させる義務は就学する義務のみならず就学する権利を前提としても成り立ちうる。保護者の就学させる義務は、子女の就学義務を履行させるための義務なのか、それとも子女の就学する権利（学習権）の行使を妨げさせないための義務なのかの問題である。

これに対し、義務教育の義務を教育を授ける国（地方自治体）の義務と解する立場では、それは学齢児童生徒が民主社会の構成員として必要な初等教育を受けられるよう国に学校を設置運営する責務を負わせる意味での義務と解する。子女が教育を受けるべき義務を負うのではなく、国が教育サービスを提供する義務を負うと解するのである。

三番目の見解は、国が学校を設置し運営して就学を勧める以上、子女もこの国の施策に協力する立場にあるので、学習する義務はともかくとして、授業への出席を義務付けることは認めてよいとするものである。この見解は教育を受ける権利に或る程度の義務性を認めるものといつてよい。

このように義務教育の「義務」については議論があるが、初等教育を受けることは児童生徒の権利であって義務ではないことは憲法第24条によっても明らかといえ

清野：運動部活動の指導と暴力の行使について

るし、学習が強制になじまない精神的活動であることも疑いないところである。規則第13条第3項第3号の退学処分事由も学習義務違反を念頭に置くものではなく、授業に出席すべき義務を前提としていると解することも可能である。学習は権利であって義務ではないとしても義務教育について責務を負う国（地方自治体）が設営する学校の授業に出席すべき義務を課することは必ずしも学習の権利性を否定するものではないといえる。もっとも学習義務を認めないで出席義務を認めることは無意味であるという反論もありうるが、授業に出席することにより学習意欲が振起されることもありうるので必ずしも無意味とはいえないであろう。

4) 東京都立学校の管理運営に関する規則

（昭和35.4.1東京都教育委員会規則第8号）最終改正平成17.10.13 規則47

第23条（生徒の懲戒）

法第11条に規定する懲戒は、退学、停学、訓告、訓戒その他とする。

2 退学、停学又は訓告は校長が行い、訓戒その他の懲戒は、教育上必要な範囲以内で校長が定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（昭和31.6.30法律162）

第23条（教育委員会の職務権限）

第1項第5号 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

第33条（学校等の管理）

学校その他の教育機関の管理運営の基本事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。

5) 少年院法は、在院少年に対し、矯正教育の一環として、義務教育諸学校と同様の教科教育を行うが（第5条）、少年院長は、この在院者に対し、紀律違反を理由に懲戒を加えることができ、懲戒の方法としては、「厳重な訓戒」、「成績減点」及び「独居謹慎」が認められ、懲戒にあたっては、本人の心身の状況に注意して行うべきことを定めている（第8条）。

6) 文部科学省の全国教育委員会宛平成25年3月13日付通知の内容（平成25年3月14日朝日新聞朝刊記事）

〈体罰に該当する行為〉

- ・殴る、ける、頬をつねる、頭を平手でたたく、パンを投げて当てる。
- ・長時間の正座や直立。
- ・用便や食事を禁じる。

〈許される懲戒行為〉

- ・居残り、宿題、掃除をさせる。
- ・立ち歩きの多い子を叱って席につかせる。

・部活の練習に遅刻した子を試合に出さない。

〈正当な行為〉

・他の子や教師に暴力をふるう子の体を押さえつける。
・全校集会を妨げる子の腕を手で引っ張って移動させる。

7) 平成25年5月28日付で朝日新聞朝刊に報道された「文科省の有識者会議の策定した運動部活動の指針」

〈許されない指導〉

殴る、蹴る。長時間の無意味な正座や直立。

熱中症を起こすかもしれない状態での水を飲ませない長時間ランニング。柔道で受け身ができないような投げ、防具で守れていない特定の部位への攻撃の繰り返し。

パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、身体や容姿、人格の否定、特定の生徒への独善的な肉体的、精神的負荷。

〈許される指導〉

生徒が反抗して足を蹴ったため、背後に回って押さえつける。危険な行為をした生徒を指導するために、指示に従わない生徒の腕を引っ張る。遅刻を繰り返し、計画通りに練習しない生徒を試合に出さず、見学させる。

生徒に理解させたうえで、バレーボールのレシーブ、柔道の受け身、野球のスクイズの練習を繰り返す。